

はじめてだけど 就農したい！！
40歳までのご夫婦にぴったりの

吾北地区

就農経営モデル ご紹介

はじめての農業経営
はリスクを伴います。

経営開始後は
最長5年間の国によ
る給付金制度を
活用しましょう。

新規就農者でも独立可能な3パターン

ユズは育つのに約5年以上かかるのが難点。
でも、育ててしまえば、手入れがラクで育ちや
すい。
しかも販路が確保（JA）でき、夫婦2人でユズだ
けで500万円以上の所得の農家も！！
給付金がもらえる間に植えておくのがBEST！

年会費2000円で、道の駅「633美の
里」に、つくった農作物や加工品などを
売ることが出来る！！
余ったものを気軽に販売することが可
能！
※ただし助成制度を使った研修期間中は販売不可

露地栽培

Type **A**



ニラ 10a



ユズ 20a

直販 1-2a

約 **270** 万円

給付金を除いた夫婦2人の所得

ニラは、発芽が早く、追肥して収穫を繰り
返すため、長期間収穫できる！

加工用ワサビは契約栽培で価格の乱高下
の心配がほとんどない！

露地栽培

Type **B**



ニラ 10a



葉ワサビ 20a

直販 1-2a

約 **270** 万円

ピーマンは、暑さにも強く、病害虫も少なく、たく
さん収穫できる、露地でも育てやすい野菜！

露地栽培

Type **C**



ピーマン 10a



葉ワサビ 20a

直販 1-2a

約 **276** 万円

※10a=10m×100m

【いの町で農業をはじめるときの4つのポイント】

1. 園芸地帯から離れていて、**病害虫の発生が比較的少ない!**

2. 露地栽培だから、ハウスなどの**莫大な初期投資が必要ない!**
 高価な**農業機械**（トラクターや管理機など）が**レンタル**できる!

※軽四輪は各自で用意する必要があります。

3. 吾北地区中心部にある**道の駅「633美の里」**で販売できるから、直販の新たな**販路開拓がいらない!**

※助成制度を使った研修期間中は販売はできません。

4. 研修は、**いの町農業公社**で平日の**8:30~17:15**までの8時間しっかり教えてもらえて、**土日祝は自由に動ける!**

※研修は月20日以上が条件です。

※作物の栽培状況により、土日祝や研修時間外であっても研修を行う場合があります。

△…植え付け

○…収穫

	面積	販売金額	所得率	所得	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計所得
	(a)	(円)	(%)	(円)	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	(円)
露地ニラ	10	2,000,000	60	1,200,000					△			○	○	○			2,700,000
ユズ (青果中心)	20	1,250,000	80	1,000,000										○	○		
直販用	1~2			500,000	○											○	
露地ニラ	10	2,000,000	60	1,200,000					△			○	○	○			2,700,000
加工用ワサビ	20	1,250,000	80	1,000,000						○	○				△		
直販用	1~2			500,000	○											○	
露地ピーマン	20	2,100,000	60	1,260,000					△	○						○	2,760,000
加工用ワサビ	20	1,250,000	80	1,000,000						○	○				△		
直販用	1~2			500,000	○											○	

※これらは過去のデータから経営モデルを作成したもので、必ずしも収入を保証するものではありません。

丁寧で確かな栽培技術を学ぶ
生産管理から労務管理まで運営における経営能力を養う
包装・出荷の実務から製品基準を知る

親元
就農

農業法人
に
就職

独立
開業

応募 選考・面接・見学

研修

最長2年

研修終了後

最長5年間の給付金

研修中

* 給付金 について *

- 農業技術などの研修中に給付する -

◇ 青年就農給付金（準備型） ◇

（年間150万円、最長2年）

- 【対象】 (1) 原則として就農予定時の年齢が45歳未満の方
(2) 都道府県が認める研修機関で概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上研修する方
(3) 研修終了後、1年以内に就農する下記ABCのいずれかの方

◇ 高知県新規就農研修支援事業費補助金 ◇

（年間30万円、最長2年）

- 【対象】 (1) 研修終了後、1年以内に就農する下記ABCのいずれかの方
(2) 研修終了後、上記C親元就農する場合は、経営収支を対象研修生自ら帳簿などで管理し、研修生名義で取引することに努めること。
(3) 義務教育を修了し、研修開始年度の4月1日現在において15歳以上65歳未満の方。
(4) 補助事業による研修が終了するまでに、就農計画の認定を受け、認定就農者になること。

A 自ら農業経営を行う方

B 農業法人等に雇用されて就農する方

C 親元就農し、研修終了5年以内に経営を継承するか、

法人化されている場合は農業法人の経営者（共同経営者も含む）になる方

※研修終了後または研修中止後、1年以内に就農しなかった場合や虚偽の申請をした場合、全額返還

研修後

研修後もいの町、JA（生産部会を含む）、農業振興センターなどが
様々な相談に乗りながら支援します

◇ 青年就農給付金（経営開始型） ◇

（所得に応じて最大年間150万円、最長5年）

- 青年等就農計画の市町村認定を受け、経営リスクを負っている独立自営就農を開始した方に給付する -

- 【対象】 (1) 独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満の認定新規就農者であること
(2) 次に掲げる要件を満たしていること
① 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有している。
② 主要な機械・施設を給付対象者が所有又は借りている。
③ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引する。
④ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。
⑤ 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有している。
(3) 独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能なものであること
(4) 市町村が作成する「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置付けられていること
または農地中間管理機構から農地を借り受けていること
(5) 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給なく、農の雇用事業による助成を受けたことがないこと
(6) 原則として、「青年新規就農者ネットワーク」に加入すること

※事業条件を満たさなくなった場合は給付中止 ※虚偽の申請をした場合、全額返還

いの町が求める人材

◎農業に積極的に取り組む意欲のある、健康な方

◎研修終了後もいの町に居住できる、原則として40歳までのご夫婦

※単身でも可能

◎原則としていの町農業公社での1-2年の研修を受けられる方

◎300-400万円程度の自己資金がある方

農業は、気象災害や病害虫の発生などで収穫量が減少する可能性があります。また引越
し代や農業にかかる初年度経費が必要になります。万が一のために備えて、1年程度は無
収入で生活できる程度の自己資金の用意が必要です。

【受入人数】 若干名

【申請方法】 ① 事務局でもらうか、120円切手を貼った「角2封筒」を同封して下記住所に申請書を請求。

781-2401 高知県吾川郡いの町上八川甲1934 (財)いの町農業公社 農業研修生係

② 折り返し、申請書が送付される。

③ 申請書に必須事項を記入し、『簡易書留』で再送。追って、書類審査結果の通知が来る。

【合否】 書類審査を通過した方は、研修場所見学、面接後、合否通知が来る。

【研修場所】 原則として いの町農業公社

(イチゴ土耕栽培10a イチゴ高設養液栽培

システム13a 育苗ハウス10a 雨よけハウス6a 露地圃場6a)



【夫婦で農業することを勧める理由】

お互いを大切にするとというココロを育むことができる。

奥さんができない仕事をご主人がやり、ご主人ができないことを奥さんがやる。

2人でやった方が早いことは2人でやる。

そうやってお互いの大切さを知ることができ、さらに夫婦として成長していく。

そして、その2人の姿を見た子どもたちも成長していく。

そういう仕組みが自然にでき、幸せに満ちた家庭を築くことができる。

そんな懐かしくて心温まる夫婦を目指して、農業をしてもらいたい。



夫婦で農業をする場合、
研修後の青年就農給付金（経営開始型）に

【夫婦型】 があります！

（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確であることが条件）

◇ 青年就農給付金（経営開始型） ◇ （夫婦型 年間最大225万円 最長5年）

- 青年等就農計画の市町村認定を受け、経営リスクを負っている独立自立就農を開始した場合に給付する -